

令和5年第7回教育委員会会議

1 日 時

令和5年5月22日(月)

開会 10時00分

閉会 10時50分

2 場 所

県庁行政庁舎 17階 教育委員会室

3 出席者

北野喜樹教育長、新屋長二郎委員、新家久司委員、眞鍋知子委員、高野勝委員、浅蔵一華委員

4 説明のため出席した職員

吉田雅英教育次長、塩田憲司教育次長、金子俊一教育次長、山本一彦庶務課長、高倉英明教職員課長、北島公之学校指導課長、岩木智子生涯学習課長、辻江冬樹文化財課長、瀬戸博邦保健体育課長

5 議案件名及び採決の結果

議案第10号 令和6年度石川県公立高等学校等における入学者選抜方針について（原案可決）

議案第11号 産業教育審議会委員の委嘱（任命）について（原案可決）

議案第12号 令和5年度石川県立特別支援学校小学部教科書選定委員会設置要項の制定等について（原案可決）

6 報告

報告第1号 令和5年度埋蔵文化財専門調査員採用選考試験の実施について

報告第2号 令和6年度石川県公立学校教員採用候補者の採用見込数について

報告第3号 教職員の時間外勤務の状況（令和4年度）について

報告第4号 「いしかわ師範塾」第11期生学生クラス標準コースの募集について

7 審議の概要

・開会宣告

北野教育長が開会を告げる。

・会議の公開・非公開の決定

議案第11号は人事に関する案件のため、議案第12号は教科書採択に関する案件のため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき非公開とすることを全会一致で決定。

・質疑要旨

以下のとおり。

議案第 10 号 令和 6 年度石川県公立高等学校等における入学者選抜方針について
(北島学校指導課長説明)

令和 6 年度石川県公立高等学校等における入学者選抜方針について、ご説明いたします。

まず、提案理由ですが、令和 6 年度の石川県公立高等学校、石川県立特別支援学校及び石川県立中学校の入学者選抜の方法等についての基本方針を定めるためであります。なお、小松市立高等学校及び金沢市立工業高等学校については、小松市教育委員会、金沢市教育委員会より、選抜方針の策定及びその周知について、あらかじめ文書で依頼を受けており、県立高等学校と併せて選抜方針を定めることとしております。

議案は 1 ページから 18 ページにお示ししてございますが、9 ページから、前年度との対照表がございますので、こちらの資料に沿って、説明させていただきます。

それでは 9 ページをご覧ください。

令和 6 年度方針の下線部は、令和 5 年度との変更箇所を示しておりますが、主な変更点についてご説明いたします。

はじめに、I の公立高等学校入学者選抜方針についてであります。大きな変更点について 2 点ご説明いたします。

1 点目は、特色ある教育活動が行われており、かつ、身元引受人や居住先の確保などで地域の理解・協力が得られる等の条件を満たす学校において、全国募集を実施できる仕組みをつくり、県外から高い志を持った生徒を受け入れ、学校の活性化を図ってまいります。なお、明確な志望理由を持った生徒を選抜するため、推薦入学を基本といたします。

2 点目は、外国人生徒等に係る特別入学の選抜についてであります。これまで本県では、外国人生徒等に対する特別配慮といたしまして、申請により漢字にルビを振った問題による受検を可能としてまいりました。しかし、日本での生活期間が短く、日本語指導が必要な生徒にとって、ルビ振り対応だけでは、能力や適性等を測ることが困難な状況が推測されます。今後もルビ振り対応による特別配慮は継続いたしますが、新たに外国人生徒等に係る特別入学を設けることで、日本語の習熟度に応じた多様な入学者選抜方法を選択できるようにいたします。詳細につきましては、該当箇所でお話しいたします。

1 の「出願資格」につきましては、先ほど申し上げたとおり、推薦入学を基本とした全国募集を可能とするため、下線部を追加しました。以下、(1)から(6)につきましては、年月日以外の変更点はございません。10 ページから 2 の「日程」が記載してありますが、学力検査等の期日と合格者の発表を中心に見てまいります。

(1)の「全日制課程の一般入学」につきましては、上から四つ目の○学力検査等の期日を、令和 6 年 3 月 6 日(水)、7(木)の両日とし、合格者の発表を、3 月 14 日(木)といたします。

(2)の「定時制課程の一般入学」につきましては、学力検査等の期日を、令和 6 年 3 月 25 日(月)とし、合格者の発表を、3 月 28 日(木)といたします。

(3)の「全日制課程及び定時制課程の推薦入学」につきましては、面接等の期日を、令和 6 年 1 月 30 日(火)とし、選考結果通知を、2 月 5 日(月)といたします。

そして、冒頭にご説明しました(4)の「全日制課程及び定時制課程の外国人生徒等に係る特別入学」につきましては、面接・作文の期日を、推薦入学と同じく令和6年1月30日(火)とし、選考結果通知を、2月5日(月)といたします。

(5)の「連携型中高一貫教育校の連携型入学」につきましても、記載のとおり推薦入試と同じ期日となります。

(6)の「通信制課程の入学」につきましては、面接・作文の期日を、令和6年4月7日(日)とし、合格者の発表を、4月10日(水)といたします。

次に3の「一般入学」についてご説明いたします。11ページをご覧ください。

全国募集の拡大に関連して、新たに項目を追加してございます。(1)のイとして、全国募集の制度を利用して一般入学に出願できる者は、推薦入学の選考に漏れ、同一校を志願する者に限るとすること、また、七尾東雲高等学校演劇科に関する補足事項を明記しております。(1)のウ以降は、変更はございません。

次に12ページをご覧ください。4の「推薦入学」についてご説明いたします。

(1)をご覧ください。推薦入学では、県内の中学校卒業見込み又は修了見込みの者を対象としますが、全国募集の制度につきましては、県外の中学校卒業見込み又は修了見込みの者を対象といたします。

次に13ページをご覧ください。全国募集により、推薦入学の志願者の増加が見込まれることから、全日制高等学校の推薦枠の上限を一律5%引き上げることといたします。したがって、(3)のア、普通科(コース除く)の推薦入学における募集人数の上限を、募集定員の20%から25%、(3)のイ、普通科におけるコース、職業に関する学科、スポーツ健康科学科、地域産業科、演劇科及び総合学科の推薦入学における募集人数の上限を、募集定員の25%から30%に変更いたします。

14ページの(9)をご覧ください。推薦入学を志願し、選考に漏れた者については、今まで通り一般入学での出願が可能であります。全国募集の制度を利用した者については、同一校に限り、一般入学への出願が可能であることを明記しました。

なお、具体的な全国募集実施校に関しましては、このあと、特色ある教育活動の実施状況や地域の理解・協力等の条件を考慮し、さらに学校長の意見を踏まえて決定し、6月の教育委員会会議で報告いたします。

次に、5の「外国人生徒等に係る特別入学」についてです。

(1) 実施校については、このあと地域バランスや本県における日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況、実態等を踏まえ選定することとし、6月の教育委員会会議で報告いたします。

(2) 出願の対象となる生徒は外国籍生徒、海外帰国生徒ともに、日本に来て3年未満の者といたします。

(3) 出願は、一人1校1学科(コース)に限るものとし、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者といたします。

(4) 募集人数は、募集定員とは別に、各校若干名といたします。

(5) 面接と作文の検査を実施します。

(6) (5)の結果及び調査書等を総合して、合格内定者の選考を行います。14ページ、6の「中高一貫教育校の入学」、15ページ、7の「通信制課程の入学」、8の「全日制課程一般入学の学力検査等における救済措置」、16ページ、9の「その他」につきましては、年月日以外の変更点はございません。

次に、17ページをご覧ください。Ⅱの特別支援学校の選抜方針についてであります。

学力検査等の期日を、高等部及び専攻科は、令和6年2月15日（木）、ろう学校幼稚部は、2月16日（金）とし、合格者の発表を、3月1日（金）といたします。

また、選抜方法につきましては、まず、盲学校については、変更点はございません。次に、ろう学校については、2点変更がございます。

1点目は、幼稚部の聴力測定ですが、乳幼児教室等で実施しており、事前に聴力を把握できるため取りやめることといたしました。

2点目は、専攻科の作文ですが、聴力障害のある生徒に対して、これまでも生徒の学習意欲や就労に対する思いをみるために、作文と面接を実施してまいりましたが、面接担当者と手話等により、やりとりしながら、その思いを深く掘り下げて聞くほうが適していると考え、作文を取りやめ、面接を充実させることといたしました。

盲学校、ろう学校以外の特別支援学校高等部については、昨年度まで運動能力検査を実施してまいりましたが、近年、中学校からの引き継ぎ等により、生徒一人一人の介助の程度や運動能力を把握できるようになってきたことから、今年度より行わないことといたしました。以上が特別支援学校の入学者選抜方針についてであります。

最後に、18ページをご覧ください。Ⅲの石川県立中学校の選抜方針についてであります。

2の「日程」について、ご説明いたします。総合適性検査Ⅰ、Ⅱ及び面接の期日を、令和6年1月28日（日）とし、選抜結果通知を、2月5日（月）といたします。

欠員補充については、3月1日（金）までといたします。その他の変更点は、ございません。以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

【質疑】

（新屋委員）

外国人生徒に係る特別入学について、出願資格の入国後・帰国後3年未満というのは他県も同様ですか。

（北島学校指導課長）

他県の状況を調査したうえで設定しております。中には5年という県もありましたが、多くは3年未満でした。

（北野教育長）

採決を行う。

（各委員）

異議なし

報告第1号 令和5年度埋蔵文化財専門調査員採用選考試験の実施について
(山本庶務課長説明)

「報告第1号 令和5年度文化財専門職員（建造物）及び埋蔵文化財専門調査員採用選考試験の実施について」説明いたします。

「1 文化財専門職員（建造物）については、金沢城二の丸御殿の復元整備に向け、（現在欠員となっている）御殿の建物としての価値や特徴等に関する調査研究及び情報発信を担う建築史分野の専門職員を、採用するものであります。

「(1) 職務内容、採用予定数等」につきましては、②職務内容のとおり、金沢城調査研究所などで歴史的建造物等の調査研究及び保存・活用などに関する業務に従事するものであります。

③採用予定数は1名としております。

「(2) 試験内容及び試験期日等」につきましては、

①募集期間は5月10日（水）から7月2日（日）までとし、②申込方法は原則としてインターネットによる申し込みとしております。

③第一次試験については、教養試験、専門試験を7月16日（日）に実施することとしております。

その後、第一次試験の合格者を対象に④第二次試験として、面接試験及び適性検査は8月27日を予定し、⑤合格者の決定は9月下旬に行うこととしております。

「(3) 受験資格」につきましては、①年齢のとおり、採用時に60歳未満である昭和39年4月2日以降に生まれた者としております。

②学歴等につきましては記載のとおりであります。

次のページをお願いします。

「2 埋蔵文化財専門調査員」につきましては、平成30年度以降の10年間で10人の退職が見込まれていたことから平成30年度から毎年、採用選考試験を実施しているものであります。

「(1) 職務内容、採用予定数等」につきましては、②職務内容のとおり、文化財課や埋蔵文化財センター、金沢城調査研究所などで埋蔵文化財の発掘調査等の専門的業務に従事するものであります。

③採用予定数は若干名としております。

「(2) 試験内容及び試験期日等」につきましては、

①募集期間は5月10日（水）から7月2日（日）までとし、②申込方法は原則としてインターネットによる申し込みとしております。

③第一次試験については、教養試験、専門試験及び実技試験を7月16日（日）に実施することとしております。

昨年度から、全国から幅広く優秀な人材を確保するため、受験者がどのような試験問題が出題されるかイメージをつかめるようインターネットで例題を公表しております。

その後、第一次試験の合格者を対象に④第二次試験として、面接試験及び適性検査は8月27日を予定し、⑤合格者の決定は9月下旬に行うこととしております。

「(3) 受験資格」につきましては、①年齢のとおり、採用時に40歳未満である昭和59年4月2日以降に生まれた者としております。

②学歴等につきましては記載のとおりであります。

文化財専門職員（建造物）及び埋蔵文化財専門調査員につきましては、しっかりと能力・資質を見極めて採用決定したいと考えております。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

【質疑】

質疑なし

報告第2号 令和6年度石川県公立学校教員採用候補者の採用見込数について
(高倉教職員課長説明)

次に、報告第2号、「令和6年度石川県公立学校教員採用候補者の採用見込数」につきまして、ご説明いたします。

教員採用試験の実施期日及びその内容の一部につきましては、3月の当委員会で報告したところでありますが、採用見込数が定まりましたので、ご報告いたします。

受験区分ごとの採用見込数の内訳は、

- ・小学校教諭は、140人程度、
- ・中・高等学校教諭は、130人程度、
- ・特別支援学校教諭は、小学部及び中学部・高等部を合わせて35人程度、
- ・養護教諭は、10人程度としました。

本県の採用見込数につきましては、近年は300人台の採用を計画的に行っており、今年度末から定年年齢が引き上げられますが、年齢構成の平準化の観点から、今回も昨年度と同数の315人程度とし、今回で5回目となる障害のある受験者を対象とした「特別選考区分I」の採用見込数につきましても、昨年度と同数の5人程度としています。採用見込数及びそれらの内訳については、既に5月8日(月)にホームページで公表して周知を図り、5月25日(木)まで、志願書の受付を行っているところであります。

また、今年度の主な変更点につきましては

- ・大学推薦の対象大学(を4大学から8大学へ)の拡大、
- ・受験年齢制限(を50歳未満から60歳未満へ)の緩和、
- ・合格発表日(を10月上旬から9月下旬へ)の前倒しや、
- ・教科「看護」の2年ぶりの選考試験実施などのほか、

今回、新たに小学校教諭と特別支援学校教諭の小学部受験者を対象とした大学3年次で筆記試験・実技試験を可能とする特別選考を実施し、基準に到達すれば、4年次は模擬授業と面接のみの受験とします。

また、「本県講師として勤務する受験者を対象とした特別選考」を実施することとし、今年度実施する教員採用試験の筆記試験において、総合教養の成績が基準に到達した方は、本県公立学校の講師として勤務することを条件に、来年度以降3年間にわたり筆記試験における総合教養を免除します。

以上より、大学4年生や講師の方の負担を軽減し、教員採用試験を受験しやすくすることが可能になると考えています。

現在、県内外の23大学の学生に対して、対面やオンラインにより以上の変更点と併せて、教員のやりがい、そして石川県の教育力や充実した研修制度、住みよさといった魅力についても説明をしているところです。

なお、選考にあたりましては、教員として豊かな教養と専門的知識を有することに加え、児童生徒に対する教育的愛情をもち、指導力・実践力のある人材を確保したいと考えております。

以上で説明を終わります。

【質疑】

(新屋委員)

大学3年生で出願する場合、今年度合格するわけではないと思いますが、倍率には含まれますか。

(高倉教職員課長)

大学3年生は区別して計上しています。

(新屋委員)

他県も同様ですか。

(高倉教職員課長)

県によって対応は異なっております。

報告第3号 教職員の時間外勤務の状況（令和4年度）について
（高倉教職員課長説明）

次に、報告第3号、「教職員の時間外勤務時間の状況について(令和4年度)」につきまして、結果がまとまりましたので、ご報告いたします。

「調査の目的」についてですが、県教委では、平成29年度から勤務時間調査を実施し、「教職員の多忙化改善に向けた取組方針」に基づき、多忙化改善に向けた取組を行っており、取組の成果は一定程度出ているものと考えているが、時間外勤務時間が月80時間を超える教職員がゼロとなっていない状況であることから、今後も取組を後退させることなく、不断の取組として継続することとしており、引き続き、時間外勤務時間を把握するものであります。なお、調査項目については、令和3年度より簡素化しています。

「調査の概要」についてですが、

ア 調査期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間であり、

イ 調査対象は、これまでの勤務時間調査と同じで、公立小中学校、県立学校、合わせて計333校のフルタイムで勤務する教職員8,148名で、

調査対象の職種は、校長、副校長、教頭をはじめ、記載のとおりであります。

ページをおめくりいただき、29ページをご覧ください。

「1. 令和4年度の集計結果」であります。

この表は、時間外勤務時間の一人1か月あたりの平均と時間外勤務時間の人数分布を、小・中・高・特別支援の校種別に表したものであります。

各校種の上段のカッコ書きは令和3年度のデータ、下段には令和4年度のデータを記載しております。

時間外勤務時間の一人1か月あたりの平均は、表の左から2列目に表記してありますが、令和4年度は、小学校、中学校においては令和3年度と比べて減少していますが、全日制高等学校においては、前年度と比べて増加していることが見てとれます。

下の「2.各年度の経年比較」をご覧ください。

時間外勤務時間の校種別月平均について、取組前の平成29年度から令和4年度までのうち、5年分の比較ができるように、校種毎のデータを棒グラフで表したものであります。

なお、令和2年度は、4月～5月に一斉臨時休校、7月～8月の夏休み中に授業を実施するなど、例年とは異なる状況がありましたので、経年比較からは除いています。

令和3年度と比較すると、令和4年度は、小学校は、2.5時間の減、中学校は、2.3時間の減、全日制高等学校は、1.2時間の増となっております。

30ページをご覧ください。

校種ごとに、時間外勤務時間の校種別人数分布を、45時間まで、45～60時間、60～80時間、80～100時間、100時間超の5つの区分に分けて、5年分について、その割合を表したグラフとなっており、こちらも、令和2年度は除いています。

時間外勤務時間が月80時間を超える教職員の割合は、丸で囲んであります2つの区分、80～100時間と100時間超の割合を加えた値となっており、一番下の枠

内に記載してあるように、令和3年度と比較すると、令和4年度は、小学校は、3.0%から2.6%へ、0.4ポイント減少、中学校は、14.4%から13.0%へ、1.4ポイント減少、全日制高等学校は、2.9%から3.6%へ、0.7ポイント増加しております。

参考として、31ページから34ページにかけて月別推移が載せてありますので、ご覧おき下さい。

以上、具体の数字を申し上げましたが、令和3年度と比べて小・中学校において減少、全日制高等学校において増加した要因について、いくつかの学校から聞き取りを行ったところ、

小学校では、

- ・教材の共有化が浸透したことや、会議の精選が進んだこと

中学校では、

- ・夏休みに9月の業務を先取りするなど、業務の平準化を行ったこと

中学校・高等学校では、

・令和3年度は、コロナ感染症拡大防止の観点から、一定程度の部活動制限がありましたが、令和4年度は感染対策をしつつも、部活動を活発に行っており、大会前の練習試合や遠征等が増えたこと

- ・文化祭などの学校行事も制限を緩和して実施したこと

が考えられるのではないかとということでした。

いずれにしましても、コロナ感染症による影響が少ない令和元年度と比較すると確実に減少しており、小中高等学校いずれの校種においても、確実に教職員の意識・行動は変化してきており、業務の効率化を図りながら、できるだけ定時に帰宅しようとする人が増えてきていると考えられます。

今後も勤務時間調査を継続し、教育委員会と学校現場が足並みを揃えて、一步一步着実に、多忙化改善に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

【質疑】

(高野委員)

5年前と比べると数字がすごく改善されて素晴らしい結果が出ていると思いますが、時間外勤務が80時間を超えているのは特定の職種に偏っていますか。

(高倉教職員課長)

令和3年度より調査が簡素化されており把握しておりませんが、管理職の職員が多いと聞いております。今後聞き取りなどをしながら改善できるところは対応していきたいと考えております。

(新屋委員)

時間外勤務が80時間を超えている職員について、実人数からして各校に1～3人いるのではないかと考えますが、該当の職員は毎回同じ方なのか、先ほど高野委員からもあったように、特定の職種に就いたからなのか、分析していますか。また、余りにも時間外勤務が多い職員には管理職から個別に指導している市町があるとお聞きしたことがありますか、そういった対策はしていますか。

(高倉教職員課長)

小中学校については今後聞き取りをしていきますが、県立学校については毎回同じ人に固定されている傾向があります。そういった場合は学校長から声をかけて改善を促しております。また、職が変わったことにより時間外勤務が増えた職員もいます。

(新屋委員)

毎回残業が多い方への指導については、指導の効果が出るように何等かの工夫をしていただければと思います。

(北野教育長)

今ほど高倉課長から説明したとおり、職が変わると新しい業務に手間がかかったり、特定の仕事を安心して任せられる職員に業務が集中したりという実態があります。時間外勤務が月80時間というのは過労死ラインでもありますから、私共としても、業務の平準化を図るよう管理職にお願いしているところです。引き続き、仕事を分散し、特定の職員に業務が集中しないように取り組んでいきたいと思っています。

報告第4号 「いしかわ師範塾」第11期生学生クラス標準コースの募集について
(北島学校指導課長説明)

それでは、報告事項の4、

「いしかわ師範塾 第11期生学生クラス標準コースの募集」について、ご報告いたします。35ページをご覧ください。

平成25年度にスタートした、いしかわ師範塾は、今年で11年目を迎え、本県の教員を目指す学生を対象に、年間を通じて、毎月1回土曜日に開講する「標準コース」と、長期休業期間中の6日間、集中して開講する「短期コース」を開設しております。

まず、「1 目的」にありますように、いしかわ師範塾の学生クラスにつきましては、本県の公立学校教員を目指す大学3年生と大学院1年生が講義や模擬授業等の演習、学校実習などの実践的な講座を通して、教員としての心構えや授業づくりの基礎などを身に付けることを目的としております。

次に、「2 標準コースの概要」ですが、今年度は7月末から翌年6月まで、毎月1回土曜日に全12回の講義や模擬授業等の演習を行うほか、学校実習などを行うこととしております。

「3 募集期間」につきましては、来月6月1日から6月30日までの1ヶ月間を募集期間としており、「4 場所」については、石川県教員総合研修センター内のいしかわ師範塾で行うこととしております。

「5 入塾資格」にありますように、本県の教員採用試験を受験予定である大学生及び大学院生を対象としているところであります。

「6 周知・広報」につきましては、お手元の、募集案内のリーフレットを教員養成系の学部を有する全国170あまりの大学に配付することとしていますが、そのほかにも5月中旬から下旬にかけて、教職課程を有する県内すべての大学を直接訪問し、学生への周知を図ることとしています。

また、県内の高校を卒業し、いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）に登録している、県内外の大学3年生及び大学院1年生に対して、募集案内のリーフレットの郵送も行う予定であります。

さらには、いしかわ師範塾のホームページに募集案内を掲載するとともに、5月末には「広報いしかわ」に募集記事を掲載し、積極的なPR活動を展開していくこととしております。

なお、この「標準コース」のほか、長期休業期間中に集中して開講する「短期コース」についても、全部で3つの日程があるうちの、8月に実施する講座の募集を同時に行います。

引き続き、いしかわ師範塾では、本県の教育水準の維持向上を図るため、即戦力として教育現場で活躍できる人材の養成に取り組んでまいりたいと考えております。

【質疑】

(眞鍋委員)

毎週土曜日に通われているのは県内の方、集中コースは他県にお住いの大学生が長期休暇中に帰省して受講されるイメージかと思いますが、オンライン対応はしていま

すか。全国170あまりの大学にパンフレットを送られているとのことなので、どこからでもオンラインで講義を受けられる体制は整っているのでしょうか。

(北島学校指導課長)

オンラインで受講できる体制は整っていません。

(眞鍋委員)

大学生はオンラインが日常化しているので、もしかしたらニーズもあるかもしれません。ぜひご検討いただければと思います。

(北島学校指導課長)

すべてをオンライン化するのは難しいかもしれませんが、どこまで対応可能かというところも含めて検討したいと思います。

(眞鍋委員)

一部だけオンラインにして、ハイブリッドのような形にしてもよいと思います。例えば講義を録画しておいて、休んだ場合でも後日視聴できるようにするといった工夫があってもいいのかなと思います。よろしくお願いします。

(北野教育長)

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第11号 産業教育審議会委員の委嘱（任命）について

北島学校指導課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第12号 令和5年度石川県立特別支援学校小学部教科書選定委員会設置要項の
制定等について

北島学校指導課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

・閉会宣言

北野教育長が閉会を告げる。